

令和8年度 重要事項説明書

学校法人 井沢学園 リズム保育園

令和8年度 重要事項説明書(特定教育・保育施設用)

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

1、施設運営主体

事業者の名称	学校法人 井沢学園
代表者の氏名	理事長 井澤 士郎
法人の所在地	埼玉県さいたま市岩槻区釣上新田1421
法人の電話番号	048-798-1773

2、利用施設

施設の種別	保育所	
施設の名称	リズム保育園	
所在地	埼玉県さいたま市岩槻区釣上新田1425-3	
電話番号	048-798-3535	
管理者名	園長 井沢 知香	
利用定員(年齢別)	0歳児 3号 3名	3歳児 1号 0名 / 2号 10名
	1歳児 3号 6名	4歳児 1号 0名 / 2号 10名
	2歳児 3号 6名	5歳児 1号 0名 / 2号 10名
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を定期的実施しています	
第三者評価の概要	未実施	
職員への研修の実施状況	内部研修 年1回 ・ 外部研修 年1回	
認可年月日	平成18年 4月1日	

3、施設の目的・運営方針

【 事業の目的—保育園 】

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定に基づき、保護者の労働又は疾病その他の事由により保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者のもとから通わせて、以下の保育理念・保育方針に基づき、保育を行うことを目的とします。

【 保育理念 】

1. 児童福祉法及び保育所保育指針の規定を尊重し、保育園の役割及び機能を適切に発揮できる運営を行う。
 - (1) 子どもに健康・安全で、情緒の安定した生活ができる環境を提供する。
 - (2) 子どもの生涯にわたる生きる力の基礎を育てる。
 - (3) 保護者の就労と、子育ての両立支援を行う。
 - (4) 保護者との協同による、子育て力向上の支援を行う。
 - (5) 地域の子育て家庭への支援を行う。
 - (6) 保育園の機能を活用して、社会的環境の変化に伴う子育ての課題を解決する。
 - (7) 保育園の持つ特質や専門性を発揮して、子育てのニーズに対応した取り組みを行う。
 - (8) 子育ての専門機関としての機能の改善と、実質化に取り組む。
2. 児童憲章及び子どもの権利条約を尊重し、子どもの人権に十分配慮しながら一人ひとりの人格を尊重して、子どもの最善の利益が保証された保育を行う。
3. 地域社会と連携して全ての子育て家庭を支援し、安心して子どもを産み育てられる社会の実現を目指す。

【 保育方針 】

社会福祉施設として子どもの最善の利益を考慮し、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって養護と教育を一体的に行い、環境を通して子どもの保育を総合的に実施するとともに、保護者に対する支援(入園する乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援)を行う。

1. 子どもとの信頼関係を基礎として子どもの人間形成を培う時期に、その専門性を活かして子どもの主体性を大切に、生きる力の基礎を身に付ける手助けをする。
2. 保育園行事や保護者会を通じて保護者との連携を図り、子どもの状況を共有し安心して仕事ができるよう信頼関係を築き、よいアドバイザーとなる。
3. 地域のニーズを把握しながら家庭や地域の社会資源と連携して、地域の子育て家庭に対する支援を行う。
4. 地域の関係機関との連携を図り、障害児および個別対応の必要な子どもの発達向上を図る。
5. 子どもの人権に十分配慮して個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者や地域社会に当該保育園が行う保育の内容を適切に説明する。
6. 職員の資質向上のために計画的に研修を行い、自己評価及び保育園評価を踏まえ職員が自己の課題及び施設の課題について共通理解を深め、その改善に努める体制をつくる。
7. 社会福祉事業の主たる担い手にふさわしい事業を確実・効果的かつ適正に行うため自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図る。

【 保育目標 】

1. 基本的習慣の確立
2. 丈夫な体づくり
3. 情緒の安定と豊かな心
4. 知的要求を満たし、知性あふれる子
 以上を目標とし、英語・書道・リトミック・ヴァイオリン・体操・水泳・バレエ等を取り入れ、礼儀作法・体力・表現力・国際感覚豊かな子どもに育てる

4、施設・設備等の概要

敷 地	全 体	342㎡	園 庭	123.69㎡
	構 造	鉄骨造ステンレス銅板ぶき2階建		
	延べ面積	193.47㎡		
施設の内容	乳児室	1室	保育室	1室
	ほふく室	1室	幼児用トイレ	2室
	調乳室	1室	サンルーム	1室
設備の種類	冷暖房 / 0・1歳児保育室 一 床暖房			
そ の 他	調理室については、幼稚園と兼ねる			

5、職員体制 令和7年4月1日現在

	職務の内容	常勤	非常勤
施設長	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し園務をつかさどる	1名	
主任保育士	保育内容と園運営について職員を統括・園長を補佐し、地域との連携を図るとともに保育計画と記録・評価について全体を管理する	1名	
保育士	保育に従事し、その計画の立案・実施・記録及び家庭連絡等の業務を行う	6名	3名
保育士補助	保育士を補佐し、保育・計画の立案・実施・記録及び家庭連絡等の業務を行う		1名
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつ の調理をする（幼稚園職員）		3名
事務員	事務一般及び連絡・外部との対応等を行う		1名
用務員	園舎内の消毒・清掃等を行う		1名

6、保育を提供する日

開園日	月曜日から土曜日
開園時間	月曜日から金曜日：午前7時30分～午後7時
	土曜日：午前7時30分～午後6時30分
休園日	日曜日・祝祭日・12月29日～1月3日

7、保育を提供する時間

保育標準時間認定	保育時間	午前7時30分～午後6時30分
	延長保育時間	午後6時31分～午後7時(土曜日は無し)
保育短時間認定	保育時間	午前8時30分～午後4時30分
	延長保育時間	午前7時30分～午前8時29分 午後4時31分～午後7時(土曜日は午後6時30分)

* 上記保育時間以外の時間帯において、やむをえない理由により保育が必要な場合は延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく保育料の他に別途利用者負担が必要となります。

8、提供する保育等の内容

登園では保育所保育指針(平成29年3月31日告示／平成30年4月1日施行)を踏まえ、下記の保育、その他の便宜の提供を行います。

① 特定保育・教育の提供

上記7に記載する時間帯において、保育を提供します。

② 幼児については、英語・書道・リトミック・ヴァイオリン・空手・水泳・バレエ等を取り入れた教育を提供します。

9、食事の提供方法等について

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	3時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	3時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	3時頃	
3歳児		11時30分頃	3時頃	
4歳児		11時30分頃	3時頃	
5歳児		11時30分頃	3時頃	

(1)食事の提供方法

幼稚園の給食室で調理します。0歳・1歳・2歳の費用は保育料に含まれ、完全給食です。
3歳・4歳・5歳は、令和元年10月からの保育料無償化に伴い、主食費(1,500円)と副食費(4,500円)を合わせ「給食費」として合計6,000円を実費で納入していただきます。(但し、副食費免除対象児につきましては、主食費のみ納入となります)

(2)食事の提供を行う日

- ・保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。
- ・行事等に併せて、お弁当の持参をお願いする日があります。
- ・毎月の献立表を配布しますので、ご家庭での食事にもご活用ください。

(3)アレルギー対応状況

- ・アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、予めご相談ください。その際は、医師による診断書(生活管理指導表)の提出が必要です。
- ・除去食及び代替食に対応しています。

(4)その他衛生管理等

- ・大量調理施設マニュアル基準に沿って、衛生管理基準の作成を行います。
- ・日々の健康管理、確認及び検便検査(毎月1回)による調理従事職員及び保育従事職員の健康管理を徹底しています。
- ・調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

10、利用料金

①特定教育・保育に係る利用者負担(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

0歳・1歳・2歳の保育料の納入は、毎月25日となります。(口座振替)

②時間外保育に係る利用者負担金

対象児	利用時間	金額
<保育標準時間認定> 2号・3号認定子ども	午後6時31分～午後7時	1回あたり 300円
<保育短時間認定> 2号・3号認定子ども	午前7時30分～午前8時29分	1回あたり30分毎 300円
	午後4時31分～午後7時	1回あたり30分毎 300円

③東武リズム幼稚園送迎バス利用に係る利用者負担金

利用にあたっては「東武リズム幼稚園送迎バス利用許可申請書」及び「東武リズム幼稚園送迎バス利用契約書」を提出していただきます。

対象児	利用時間	料金
2号認定子ども	1ヶ月につき	3,000円

④保育の提供に係る利用者負担金等(④・⑤は上乗せ徴収費用)

以下に掲げる費用を負担していただきます。(納入方法の詳細は、22項目を参照)

項目	内容・負担を求める理由及び目的	料金
① 給食費	2号認定子どもに係る幼児主食費	月額 1,500円
	2号認定子どもに係る幼児副食費	月額 4,500円

<その他>

① 保護者会費	行事参加へのおやつ代、景品等に要する費用	月額 600円
② 行事費	お泊り保育等に係る交通機関、その他の移動手段及び入場料や宿泊等に要する費用	実際に要した費用
③ 特別教育費	2号認定の子どもに対する教育の一環として英語・リミック・書道・ヴァイオリン・空手・水泳パレエ等を取り入れ、礼儀作法・体力・表現力及び国際感覚豊かな子どもに育てる	年少児月額 (5,000円)
		年中児・年長児月額 (6,000円)
④ 絵本代	2号認定子どもに係る、月間絵本代	月額 470円～530円
⑤ 用品代	体操着・スモック等の衣類に関する用品	実際に要した費用
	クレヨン・粘土等の教材に関する用品	
⑥ バス維持費	2号認定子どもが利用する幼稚園バスに係る運航費用	年額 3,000円

11、利用の開始について

当園では、さいたま市の利用調整に基づき、当園に入所された支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書に同意された後に保育の提供を開始します。

12、利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ①利用乳幼児が、小学校就学の始期に達したとき
- ②2号認定子ども・3号認定の子どもの支給認定保護者が、法令等による支給要件に該当しなくなったとき
- ③その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

13、嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

①内科

医療機関の名称	増田内科クリニック
医院長又は医師名	増田 敦美
所在地	さいたま市岩槻区美園東1-24-4
電話番号	048-798-1122

②歯科

医療機関の名称	熊倉歯科医院
医院長又は医師名	熊倉 正和
所在地	新宿区歌舞伎町1-28-3-3階
電話番号	03-3205-0474

14、緊急時の対応方法

お預かりしている園児に、怪我や病状急変等の事態が発生した場合には「家庭調査票」に基づき、保護者の指定する医療機関又は園医、受診可能な医療機関に連絡し、職員が付き添って受診します。また、緊急連絡先等へ速やかに連絡を行い、治療や投薬の確認、保険証の提示が必要となりますので、保護者が医療機関に出向いていただくことを基本とします。緊急の場合は救急車を呼んで対応します。

15、非常災害の対策

火災や震災、洪水等の自然災害が発生した場合は、緊急避難場所(保育園または隣接する東武リズム幼稚園)にて、待機することが基本となります。

状況によっては、幼稚園バスの運行を中止します。緊急時の連絡は、幼稚園事務所より携帯メール一斉配信をします。通信の混雑や停電により、配信が困難な場合もありますので、震災などの緊急事態時には、速やかに保育園へお迎えに来ていただけるようお願いいたします。

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応します		
避難訓練・消火訓練	火災や地震の災害を想定した避難訓練を毎月1回実施		
防災設備	自動火災報知器	誘導灯	非常用発電機
	ガス漏れ報知器	非常警報装置	消化器
避難場所	リズム保育園・東武リズム幼稚園		

16、虐待防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ①年に2回、職員に対して虐待防止研修を実施
- ②虐待防止マニュアルの作成・運用

17、賠償責任保険の加入

当園では、以下の保険に加入しています。

保険会社	東京海上日動火災保険
保険の種類	賠償責任保険
保険金額	1事故 1億

18、保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	森田 良枝
受付責任者	井沢 知香
利用時間	午前9時～午後5時
連絡先	電話 048-798-3535 / FAX 048-798-3535
第三者委員	岡 伸浩 (岡総合法律事務所) / 03-6257-1037
	国井 操 (幹事・民生委員) / 川口市末広3-3-35
受付方法	面接・電話・文書等の方法で、相談・苦情を受け付けます

19、個人情報の保護に関する基本方針

入園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用いたします。

また、職員は利用している園児・保護者に対して、業務上知り得た秘密を保持し、なおかつ、職員でなくなった後においても同様に秘密を保持いたします。

採用にあたっては「秘密保持に関する誓約書」の提出を義務付けています。

- ①小学校への円滑な移行・接続が図られるよう、卒業にあたり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ②他の保育所等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行なうこと。
- ③緊急時において病院その他医療機関・関係各諸機関に対し、必要な情報提供を行なうこと。

20、当園におけるその他の留意事項

当該重要事項説明書に定めるほか、入園・利用にあたっての詳細な留意事項等については、別途に作成する「入園のしおり」において提示するものとします。

21、土曜保育について

【 2号認定子どもに係る給食について 】

- ①1食300円とし、月末集計・月初払いとします。
- ②弁当持参を希望する場合は、この限りではありません。

22、保育の提供に要する費用の納入方法について

2号認定に係る費用に関しては、川口信用金庫(東川口支店)にて事前に口座を開設していただき、引き落としさせていただきます。

引き落とし日につきましては、毎月の園だより(リズムニュース)でお知らせいたします。対象項目は「給食費」「保護者会費」「特別教育費」「絵本代」となります。「行事費」「用品代」「バス維持費」につきましては、直接お支払いいただきます。

別表

<地域支援>

【 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター) 】

1. 目的

児童福祉法第6条の3・第6項に基づき市が実施する事業について委託を受けて、乳児又幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談・情報提供・助言・その他の援助を行うことを目的とします。

2. 提供する内容

	曜日	時間	内容
なかよしひろば	月・水・金	9:00～15:00	絵本読み聞かせ・園庭開放等
わくわくひろば	月1回土曜日	10:00～11:30	季節に応じたイベント 子育て交流会

3. 職員体制 (職員数は状況に応じて増減)

職務の内容	常勤	非常勤
支援センターを運営し、支援センターの業務・計画・立案・実施・記録及び連絡業務を行う	1名	2名

4. 広報手段

- ◎ 子育てマップへの掲載
- ◎ なかよし通信の発行 (各ひろばの詳細・申し込みは電話にて受付)